

# 茶屋四郎次郎記念学会誌投稿要領

平成22年4月1日制定

平成28年4月1日改定

平成29年4月1日改定

## 第1 投稿資格

学会誌に投稿することができる者は、本学会の会員(本学会員の指導若しくは協力による共同研究者・学生・大学院生を含む)とする。

## 第2 著作権

学会誌に掲載された論文等の著作権は、茶屋四郎次郎記念学会誌に属する。

## 第3 投稿原稿

- (1) 原稿の内容は倫理的配慮が充分になされたものであること。
- (2) 人を対象とした実験・調査では、インフォームドコンセント、個人情報の管理がしっかりとされていること。
- (3) 原稿は和文または英文による原著論文を主とするが、他に総説、解説、症例報告、実験技術、資料、調査報告、学術講演要旨、書評等を掲載することもある。ただし、既刊のもの又は刊行物に掲載予定のものは除く。
- (4) 投稿に際しては、原稿、写真、図、表をUSB、CDR等の電子媒体に記録したものと、印字原稿1部、査読用コピー2部、論文投稿の著者チェックリスト3部、本文・構成のチェックリスト3部を提出する。
- (5) 印字原稿はA4版に文字サイズ10.5ポイントでテキスト形式で印字し、和文では40字×40行(1,600字)、英文では12ピッチ、ダブルスペースとする。
- (6) 原稿制限枚数(400字詰め原稿用紙換算)

原著	20~40枚
総説	20~40枚
短報・症例報告・実験技術	10~20枚
資料・調査等	10~40枚
研修報告等	2~5枚

写真・図・表は原則として総計5点以内とし、それぞれ原稿用紙(400字詰め)1枚として換算し、原稿制限枚数に加算される。
- (7) 和文による原稿は、現代仮名遣いにしたがって平仮名混じり、横書きで、正確に句読点(、。)をつける。
- (8) 写真、図、表の挿入箇所を、印字原稿中に朱書きで指定する。
- (9) 各分野で認められている省略記号以外は、述語の省略はしない。略語は用いても差し支えないが、初出の場合は省略せず( )内に略語を明記する。
- (10) 度量衡は原則としてSI単位系を使用する。
- (11) 統計処理を行ったときは、統計検定法を明記する。

## 第4 原稿の形式

原稿の様式は次の通りとし、順に綴じる。

- (1) 表紙
  - ① 論文種別、表題、投稿者名、所属、所在地、別冊必要数および連絡先(電話・ファックス番号、Eメールアドレス)を明記する。
  - ② 表題、投稿者名、所属、所在地を英語にて記す。
  - ③ 別刷請求先:該当する著者名を記す(英文の場合は、Reprint request should be sent to Name of correspondent author)。

(2) 本論文

原稿の2枚目から、次のスタイルで記す(論文の種類によってはこの限りでない)。

① 和文論文の場合

和文抄録(400字以内)、日本語キーワード(3~6個)、緒言、対象および方法、結果、考察、結論、文献、英文抄録(300語以内)、英語キーワード(日本語キーワードに対応するもの)の見出しをつけ、これらの全てを組み入れて構成・記述する。

② 英文論文の場合

Abstract (300語以内)、Key words (3~6個)、Introduction, Materials and Methods, Results, Discussion, Conclusion, References, 和文抄録(400字以内)、日本語キーワード(Key wordsに対応するもの)の見出しをつけ、これらの全てを組み入れて構成・記述する。

(3) 文献

① 文献を引用する際は、引用箇所に著者名と発表年を示す。

(例)茶屋(2010)は; と報告されている(茶屋, 2010)

和字の著者2名は「・」でつなぎ、3名以上は「ら」で略す。欧字の著者2名は'and'でつなぎ、3名以上は'et al.'で略す。

著者1名ないし2名で同一著者の同一発表年の文献の区別、および著者3名以上で筆頭著者が同一で同一発表年である文献の区別には、発表年の後ろに a, b, cをつける。

② 文献(References)欄は、著者のアルファベット順で並べ、同一筆頭者では、著者1名、同2名、同3名以上の順とし、著者2名では第2著者のアルファベット順、3名以上は発表年順に並べ、以下の要領に従って記す。著者が3名を超える場合は、3名まで記し、「ら」または'et al.'で略す。

雑誌: 著者(発表年):表題, 雑誌名\* 巻数, スタートページ-エンドページ.

\*雑誌名は、和文誌は「医学中央雑誌収載誌目録」、欧文誌は「Index Medicus」などにより略記。

茶屋四郎・茶屋次郎(2010): 論文タイトル. ○○学会誌 **1**, 15-25.

単著本: 著者(発表年):書名, 発行所, その所在都市名, スタートページ-エンドページ.

茶屋四郎(2010): 健康科学. 名古屋出版, 名古屋, pp50-pp100.

分担執筆: 著者(発表年):表題. In: 編者名(編), 書名, 発行所, 所在都市名, スタートページ-エンドページ.

茶屋四郎(2010): 血圧の調節. In: 茶屋次郎(編), 血圧. 愛知出版, 愛知, pp3-10.

(4) 写真・図・表とその説明

① 写真・図・表の掲載は通常左右7.0cmとする。ただし希望により拡大できる。

② 写真・図はそのまま写真製版できるよう鮮明なものとする。ディスクなどの電子媒体も添付する。

③ 写真・図・表の番号は掲載順にアラビア数字を使用し、説明に使用する言語は、和文論文では日本語か英語のどちらかに統一し、英文論文では英語とする。

(例) 写真 1. (Photo. 1.), 図 1. (Fig. 1.), 表 1. (Table 1.)

(5) 利益相反

文献の前に入れる。

## 第5 原稿の受付

(1) 投稿者は、原稿、写真、図、表を3部(オリジナル1部、コピー2部)、およびデータを保存したUSBなどの電子媒体を「茶屋四郎次郎記念学会事務局」へ直接又は書留郵便で提出する。

(2) 事務局は、投稿者に受領書を発行する。

(3) 原稿の締め切りは毎年10月末日とする。

## 第6 原稿の取扱い

- (1) 原稿の取扱いは、原則として到着順とする。
- (2) 原稿の査読は、学会誌編集委員長が2名以上の学内外の専門家に依頼する。
- (3) 査読の依頼を受諾した者は、原稿を受けとってから2週間以内に、査読結果を学会誌会長に連絡する。
- (4) 査読者の意見に従って、投稿者に原稿の修正を依頼することがある。
- (5) 掲載の採否は学会誌編集委員で決定し、投稿者に通知する。

## 第7 校正

投稿者による校正は、原則として初校のみとし、指定期間内に返却すること。校正に際して、誤植以外の訂正は許されない。なお、英文原稿およびアブストラクトは必ずネイティブ・スピーカーの校正を各自受けて提出すること。

## 第8 経費の負担

- (1) 投稿原稿にカラー写真を含み、カラー印刷を希望する場合は、その経費全額を投稿者が負担する。
- (2) 別冊作成の経費は投稿者負担とする。

## 第9 責任

会誌に発表した論文の内容に関し生じた問題の責任は投稿者が負う。

## 第10 その他

会誌の編集、その他細部は、学会誌編集委員会の協議により決定する。編集の関係で、編集委員会において原稿を一部変更することがある。

## 第11 個人情報の保護

- (1) 会誌の刊行に関し、個人情報の秘密やプライバシーの保護については十分に配慮する。
- (2) 個人のプライバシー侵害・名誉毀損の可能性が推測されるようなケースでは、姓名、名称のイニシャル記載は不可とする。
- (3) 個人情報の記載が同意、承諾された場合においても、第三者によって問題となることも想定されるので、注意を要する。

## 研究不正行為防止について

文部科学省による「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」の取りまとめや科学技術・学術政策局に設置された「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議での審議の結果(平成26年2月3日)を踏まえて平成26年8月26日、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が文部科学大臣により制定された。これに基づき、以下の行為を禁止する。

### 1. 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

### 2. 改ざん

研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

### 3. 盗用

他の研究者のアイデア、分析若しくは解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

### 4. 特定不正行為

故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる投稿論文等発表された研究成果の中に示されたデータ又は調査結果等の捏造、改ざん又は盗用

### 5. 二重投稿

他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること

### 6. 不適切なオーサーシップ

論文著作者を適正に公表しないこと

\*オーサーシップ(authorship)とは、「原作者」「原著者」の意味。

例として、論文が共著者の合意のないまま投稿され、採択されてしまうなど。

### 7. 不正行為

研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質又は本来の趣旨を歪め、科学コミュニティにおける正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為

\*研究者は研究データを論文等を発表のときから5年間保存する義務を負い、必要などきは開示しなければならない。